JAPANESE INDIVIDUAL SAVINGS ACCOUNT

【投信調査室コラム】 日本版ISAの道 その5

3月末までに日本版ISA関連立法が成立する見通し。

~政省令の公布も踏まえ、今後のISA動向を確認~

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

2013年(平成25年)3月22日、衆院本会議(第183回国会)で平成25年度(2013年度)税制改正法案が可決、参院に送付された。 3月25日から参院は審議入りしているが、野党第1党の民主党は審議を引き延ばさず賛成する方向なので、3月末までに成立する見通しだ。 同法案は2013年3月1日に内閣府から提出されて3月14日から衆院で審議入りした「所得税法等の一部を改正する法律案(閣第八号)」で、ここに日本版ISA、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」が含まれる。 税制改正については財務省の「毎年度の税制改正」がわかりやすい (http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/index.html)。

2008年8月28日公表の金融庁・平成21年度(2009年度)税制改正要望から4年7カ月、ようやく日本版ISAの導入となる。 参院本会議可決・成立後、法律と細目を定める政省令が公布される。 政省令は法律と同時に公布される場合が多いが、 1週間かかる場合や2カ月以上かかる場合もある。 今回も法律成立後すぐの政省令公布が待たれる所だが、「4月上旬」 や「4月、5月」などと言う意見もある(詳細は後述)。

政省令は政令と省令に分かれており、政令は内閣(政府)の制定する命令で日本版ISAの場合は「所得税法施行令」や「所得税法施行令の一部を改正する政令」、省令は各省大臣の制定するもので日本版ISAの場合は「所得税法施行規則」となる見込みである。 省令で申告書等の様式が定められる事もある。 法律と政省令等からなる法令は「官報」を使って公布されるがインターネット版「官報」もある(http://www.mof.go.jp/about mof/act/ 、http://kanpou.npb.go.jp/)。

日本の個	人についての主な金融証券税制	2013年3月25日7F成 国際投信投資顧問株式会社投信調査室作成					
予算年度	2007年度 2008年度 2009年度 2010年度 2011年度 (平成19年度) (平成20年度) (平成21年度) (平成23年度) (平成23年度) (平成23年度) (平成23年度) (平成23年度) (平成23年度) (平成23年度) (平成23年度) (平成24年月 2009年3月 2010年3月 2011年3月 2013年3月 2	度) (平成25年度) (平成26年度) (平成27年度) (平成28年度)					
暦年	2007年 (平成19 年) 1~12月 1~12月 2019年 (平成22年) 2010年 (平成22年) 2011年 (平成23年) 2012年 (平成23年) (平成24年) 1~12月 1~12月 1~12月 1~12月	2013年 (平成25年) (平成26年) (平成27年) (平成28年) 1~12月 1~12月 1~12月 1~3月					
	自·公政権 (~2009年9月)	自·公政権 (2012年12月~)					
上場株式·公 募株式投信 の譲渡益	10%の申告分離で申告不要可*2009年1月から投信償還差益・益が加わった)。 2013年(平成25年)1〜12月は所得税が7%から変更される為(復興特別所得税の付加)、10.147%に(所得税7.1473%)。	7.147%に から20.315%(所得税15.315%、住民					
募株式投信 の配当・分配 金(*元本払 戻金を除く)	10%の源泉徴収(申告不要)か申告分離、累進税率15~50%の総らの選択。2013年(平成25年)1~12月は所得税が7%から7.147%れる為(復興特別所得税の付加)、10.147%に(所得税7.147%、住民	に変更さ 民税 3%)。					
募株式投信 の損益通算	式等の譲渡損の 損益通算可。 が適用されず)。	ける損益通算(自動的に)可能(*外国税額控除					
公社債等(公 社債·公募公 社債投信)	公社債等の利子所得は20%の源泉分離課稅、譲渡所得(売却益)は非課稅、償還差益は総合課 稅・雜所得(累進稅率)。ただし、公社債投資信託の償還益は20%の源泉分離課稅。国內割引負 の償還益は10%の源泉分離(購入時課稅)、国内籍公募公社債投信の譲渡益は20%の源泉稅相 当額特別徴収(一般的な買取請求の場合で、解約請求の場合は20%源泉分離課稅)、外国籍公 募公社債投信の譲渡益は非課稅(損失控除不可~無いものとされる)。 尚、2013年(平成25年)からは所得稅が15%から15.315%に変更される為(復興特別所得稅の付加)、20.315%に(所得稅15.315%、住民稅5%)。割引債は18%が18.378%に。 分離課稅。 18.378%源泉 分離課稅(発行時)割引債 は廃止。						
少額非課税 制度(日本版 ISA)		日本版ISA開設可(2014年1月1日 ~2023年12月31日)。 2013年10月1日から満20歳以上の 居住者等(その年の1月1日におい で)は金融機関に非課税適用確認 書の交付申請書を提出開始可能。					
(出所:日本の	内閣府・金融庁・財務省・国税庁・政府税制調査会などより国際技	役信投資顧問株式会社投信調査室が作成)					



日本版ISAを含んだ法律が成立、政省令と共に公布され、いよいよ日本版ISAが導入される。 ここで、日本版ISAに関連 する今後の動向を現段階(2013年3月25日現在)においてわかる範囲内で見ていく。 あくまで見込みとしての今後の動 向ではあるものの、参考としてご覧頂ければと思う。

日本版ISAを含んだ法案成立

2013年3月末までに平成25年度(2013年度)税制改正(関連)法案が参院本会議可決・成立する。 成立する法律は「所得税法等の一部を改正する法律案(閣第八号)」で、ここに日本版ISA、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」が含まれる。

[参考ホームページ] 財務省...「 http://www.mof.go.jp/about mof/bills/183diet/index.htm 」

インターネット版「官報」...「 http://www.mof.go.jp/about_mof/act/ 、 http://kanpou.npb.go.jp/ 」。

日本版ISAを含んだ政省令公布

2013年3月末までの税制改正法案成立後、法律と細目を定める政省令が公布される。 政省令は政令と省令に分かれており、政令は内閣(政府)の制定する命令で日本版ISAの場合は「所得税法施行令」や「所得税法施行令の一部を改正する政令」、省令は各省大臣の制定するもので日本版ISAの場合は「所得税法施行規則」などとなる。 法律の細目を定めるもので、省令で申告書等の様式が定められる事もある。

政省令は法律の成立後すぐ公布される場合が多い(*2012年度...2012年3月30日参院本会議可決・成立→3月31日法律・政省令公布、2011年度...2011年11 月30日参院本会議可決・成立→12月2日法律・政省令公布)。 ただ、「政省令が出るのが4月上旬とすると、申請書や申込書を整備できるのは早くて5月末から6月」(*Financial Adviser誌2013年4月号での野村総合研究所・金子久氏の意見)、「法案が成立して、政省令が整備される。これがおそらく新年度4月、5月あたりになるのではないだろうか。」 (*同誌でのバームスコーポレーション杉山明氏の意見) と言う意見もある。

インターネット版「官報」...「http://www.mof.go.jp/about mof/act/ 、http://kanpou.npb.go.jp/ 」。



日本版ISAの愛称決定

2013年(平成25年)4月下旬、日本証券業協会が日本版ISAの愛称を決定する。 税制改正関連法案の成立後4月上旬にかけ2週間程度で公募、選定委員会(仮称)の5名程度が4月下旬を目途として決定する、と言う。 決定された愛称はマスメディア向けにプレスリリースを行うと共に、会員証券会社並びに各金融団体及びその傘下金融機関を通じて通知、統一的なブランドとして関係者の利用を要請するそうである。

[参考ホームページ] 日本証券業協会ホームページの「会長記者会見 – 平成25年 – 資料(1~3)」... http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/kaiken h25.html 」



日本版ISAの「非課税適用確認書の交付申請書」の提出開始

2013年(平成25年)10月1日以降、日本版ISA口座開設が可能となり(非課税口座開設届出)、口座開設者が金融機関に「非課税適用確認書の交付申請書」を提出する事が可能となる(*口座開設者はその年の1月1日において満20歳以上の居住者等)。「非課税口座開設届出書」と「非課税適用確認書の交付申請書」は同時に提出可能。

2013年(平成25年)10月1日以降に提出が可能となる「非課税適用確認書の交付申請書」は、日本版ISAの最初の第一期勘定設定期間である2014年(平成26年)1月1日~2017年(平成29年)12月31日の為のもので、その勘定設定期間の終わる年の9月30日、つまり2017年(平成29年)9月30日までに「非課税適用確認書の交付申請書」を提出する必要があると言うこと。 その次の第二期勘定設定期間である2018年(平成30年)1月1日~2021年(平成33年)12月31日の為には2017年(平成29年)10月1日~2021年(平成33年)9月30日に交付申請書を提出する必要があり、最後の第三期勘定設定期間である2022年(平成34年)1月1日~2023年(平成35年)12月31日の為には2021年(平成33年)10月1日~2023年(平成35年)9月30日に「非課税適用確認書の交付申請書」を提出する必要がある。

金融機関にこの「非課税適用確認書の交付申請書」を提出する時にのみ金融機関を選択・変更出来ると言う事であり、同じ金融機関でもいいが、最大3社(行)の金融機関が選択可能となる。

日本版ISAの「非課税適用確認書の交付申請書」の提出期間と勘定設定期間と基準日

<u>「日本版ISAの「非球状処用唯認者の关刊中語者」の使出新聞と對定故と新聞と基準日</u>							
	「非課税適用確認書の交付申 請書」の提出期間	勘定設定期間	基準日 (この日の住所地を証する 住民票の写し等を添付)				
第一期勘定設定期間		2014年(平成26年)1月1日~ 2017年(平成29年)12月31日の 4年間	2013年(平成25年)1月1日				
第二期勘定設定期間		2018年(平成30年)1月1日~ 2021年(平成33年)12月31日の 4年間	2017年(平成29年)1月1日				
第三期勘定設定期間		2022年(平成34年)1月1日~ 2023年(平成35年)12月31日の 2年間	2021年(平成33年)1月1日				

(出所:「平成25年度税制改正の大綱」より国際投信投資顧問株式会社が作成)

「非課税適用確認書の交付申請書」だが、勘定設定期間の始まる1年前、1月1日(基準日)現在の住所地を証する住民票の写し等を添付し、税務署(長)に「非課税適用確認書」を交付してもらう必要がある。 最初の第一期勘定設定期間の基準日は2013年(平成25年)1月1日であり、既に過ぎているが、その日の住所地を証する住民票の写し等を添付する事となる。 仮に基準日以降に転居、住民票を移した場合でも旧住所の住民票の写し等が必要となる。

ただ、以上は2013年3月22日から衆院本会議で趣旨説明と質疑に入っている「社会保障・税の共通番号法案(マイナンバー法案)」で大きく変わる可能性がある。 同法案が可決、法律が成立して政府・与党の目指す2016年1月1日から共通番号(マイナンバー)が導入されれば、それ以降は「基準日現在の住所地を証する住民票の写し等の添付」や名寄せの必要性が低下、複数の金融機関で日本版ISAが可能となるかもしれない。 「マイナンバーを利用することで、複数の金融機関に口座を分散させた場合にも限度額を正確に管理することが可能となる」(2012年11月20日付ジャパン・タックス・インスティチュート「金融税制・番号制度研究会 金融所得一体課税とマイナンバー制度の推進」より)と言う事である。

[参考ホームページ]財務省の「平成25年度税制改正の大綱」及び「第183回国会における財務省関連法律」...

「 http://www.mof.go.jp/about mof/bills/183diet/index.htm 」、ジャパン・タックス・インスティチュート...

http://www.japantax.jp/teigen/index.htm]



軽減税率の廃止

2013年(平成25年)12月31日に上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10.147%の軽減税率(申告分離課税)が廃止、20.315%申告分離課税になる。 この軽減税率廃止の緩和策として日本版ISAは考案された側面が強く、ここは日本版ISAの相対的税制メリットをしっかり強調しておきたい所である。 軽減税率とは異なり、1人年100万円と言う上限はあるものの、「日本版ISA活用で税率10.147%を税率0%に出来る(▲10.147%ポイントの節税が可能)」ではなく、 「日本版ISAの活用で税率20.315%を税率0%に出来る(▲20.315%ポイントの節税が可能)」と言う事の理解である。

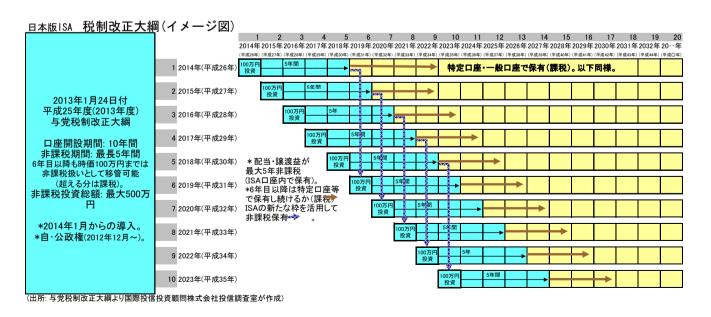
[参考ホームページ]国際投信投資顧問株式会社のISAサイト「軽減税率打ち切りと日本版ISA導入を前にして起こりそうなこと ...「http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130201 02.pdf 」

日本版ISAの実際の運用開始

2014年(平成26年)1月1日から日本版ISAの実際の運用が開始される。 2023年(平成35年)12月31日まで非課税の恩恵を受けられるが、2012年9月7日公表の「金融庁の平成25年度 税制改正要望項目」には「恒久化」の要望もあるので、2023年(平成35年)12月31日以降についても非課税の恩恵を受けられる可能性はある。

若年層の資産形成が自身の将来の為に日本版ISAを活用するのも良いし、祖父母・親が20歳以上の子供の為に贈与がてら日本版ISAを活用するのも良い(*贈与税は年110万円の受取りまで非課税)。 また、公的年金支給開始まで空白期間のある退職層が支給開始までの間、日本版ISAを活用するのもよい。 もちろん、従来から投信などに投資してきた最大の投信保有層である高齢者が日本版ISAを活用するのもよい。

ちなみに本家の英国ISAでは65歳以上が最も活用しており、次いで55歳~64歳となっている(英国歳入関税庁/HM Revenue & Customs/HMRCより)。





[参考ホームページ] 英国歳入関税庁/HM Revenue & Customs/HMRCの「Individual Savings Accounts (ISAs) Number of individuals subscribing to ISAs in 2009-10 1, by age and gender」...

http://www.hmrc.gov.uk/statistics/isas/table9-8.pdf J.

国際投信投資顧問株式会社のISAサイト...「http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/jisa.html」、

同「日本版ISAに向いている投信、その商品性(分類)を考える。本家・英国ISAファンド(ISA適格ファンド)ではストラテジック・ボンドやミックス・インベストメントが人気。」...「http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130218.pdf 」

金融所得課税一体化拡充、公社債等が日本版ISA対象になる可能性

2016年(平成28年)1月1日以降、公社債等の利子所得も譲渡所得(売却益)も償還差益も20.315%申告分離課税になり、「公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等」となる。

現在、公社債等の利子所得は20.315%の源泉分離課税、譲渡所得(売却益)は非課税、償還差益は総合課税・雑所得(累進税率)となっている(*ただし、公社債投資信託の償還益は20.315%の源泉分離課税)。 これが今回の税制改正により、2016年1月1日からは株式等と同じく利子所得も譲渡所得(売却益)も償還差益も20.315%申告分離課税となる(*ただし、利子所得はそのまま20.315%の源泉分離課税で確定申告不要制度も選択可能)。

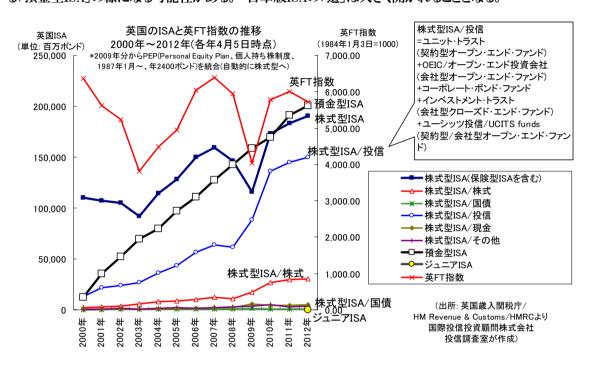
これにより、現在は可能な節税法、すなわち公社債等の償還前売却による譲渡所得(売却益)非課税適用は出来なくなる。 だが、現在は公社債等に係る損益を上場株式等と損益通算できないが、2016年1月1日から損益通算が出来るようにな る。 さらに公社債等でも上場株式等と同様、3年繰越しおよび特定口座受け入れが可能となる。 そのほか、現在、為替 差益が非課税になる外貨建てMMF等の外国籍公募公社債投資信託にも20.315%申告分離課税が適用となるなど、これ まで節税法として有名だったものがかなり通用しなくなる。 まだ、時間はあるが、2016年以降償還の公社債等に投資す る事など、今から考えておきたい。

日本の個。	Y 1- 21	ハアの主	<i>†</i> ∶全勳≣	T 米 1 114	41						2013年3月25日作	
予算年度	2007年度 (平成19年度 2007年4月~ 2008年3月	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度 (平成23年度 ~ 2011年4月	~ 2012年4月	度)		度 2014年月 (平成26年 ~ 2014年4月	度) (平成27年 ~ 2015年4月	度) (平成28年度 日~ 2016年4月~	Ē)
暦年	2007年 (平成19 年) 4~12月	2008年 (平成20年) 1~12月	2009年 平成21年) 1~12月	2010年 (平成22年) 1~12月	2011年 (平成23年) 1~12月	2012年 (平成24年) 1~12月	(平	013年 成25年) ~12月	2014年 (平成26年) 1~12月	2015年 (平成27年) 1~12月	2016年 (平成28年) 1~12月	2017年 (平成29年) 1~3月
	(自·公政権 ~2009年9月)	民·社· 権 (~2010		民·国政権 (~2012年12月					公政権 ₹12月~)		
の譲渡益	益が加わ 変更され。 3%)。	った)。 201 る為(復興特	3年(平成2 別所得税(5年)1~12, の付加)、10	月は所得税).147%に(所	が7%から 得税7.147	7.14 7%、	47%に 住民税	から20.315	《所得税1	%、住民税3%) 5.315%、住民	
上場株式・公 募株式投信 の配当・分配 金(*元本払 戻金を除く)	らの選択	2013年(平	成25年)1	~12月は所	得税が7%が	から7.147%	に変	を更変				
の損益通算	の譲渡益 式等の譲 損益通算	と上場株 渡損の 可。	E A	申告不要で が適用され	源泉徴収口ず)。	1座内にお	けん	る損益道	通算(自動的	 に)可能(*:	外国税額控除	î
社債·公募公	公社債等の利于所得は20%の源泉分離課税、譲渡所得(売却益)は非課税、償還差益は総合課株式(投信)と、公社債投資信託の償還益は18%の源泉分離課税。国內割引間 付款 (投信) (投信) (投信) (投信) (投信) (投信) (投信) (投信)							+				
少額非課税 制度(日本版 ISA) (出所: 日本の		. 프로 - DL 24*		TL 17-15-4-11	= 		n. /=	· 4几:次 ==	~2023年1 2013年10月 居住者等(- て)は金融村 書の交付申	2月31日)。 11日から混 その年の1 機関に非調 語書を提	14年1月1日 520歳以上の 月1日におい 発売の開始可能。 中間の表現である。	

(出所: 日本の内閣府・金融庁・財務省・国税庁・政府税制調査会などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)



そして、この金融所得課税一体化拡充と合わせて、公社債等が日本版ISAの対象となる可能性がある。 時期は明記されていないものの、2012年9月7日公表の「金融庁の平成25年度 税制改正要望項目」には恒久化と共に、「対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能とすること」とある。 また、2013年1月24日公表の自由民主党・公明党「平成25年度 税制改正大綱」でも、検討事項として「日本版ISAにおいて非課税の対象となる金融商品を拡大することについては、金融所得課税の一体化の進展や、『貯蓄から投資へ』の考え方、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点も踏まえつつ、今後、検討する。」とある。 もし公社債等が日本版ISAの対象となれば、英国のISAの半分近くを占めている「預金型ISA」の様になる可能性がある。 日本版ISAの「道」は大きく開かれることとなる。



[参考ホームページ] 金融庁の平成25年度 税制改正要望項目のp.2...「http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120907-2.html 」、自由民主党・平成25年度 税制改正大綱のp.90...「<a href="http://www.jimin.jp/policy/po

am.co.jp/news/jisa/pdf/130218.pdf Jo

以上

(投信調査室 松尾、窪田)

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

○ 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。

6/6

- ○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 〇本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 〇本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。